

岡山市景観条例の制定について

<景観条例の制定>

この条例は、岡山市の良好な景観を形成していくための基本的事項及び景観法の規定に基づく施策を実行するために必要な事項を定めることにより、多様で豊かな環境をいかして、美しく風格ある都市づくりを進めることを目的とします。

<景観条例制定の意義・目的>

(1) 岡山市としての意思表示

おかやまの原風景を次の時代へと引き継いでいくために、岡山市が目指すべき景観形成の取り組みを広く市民に周知し、共通の理念、目的、責務等を岡山市の皆が共有するなかで、岡山市が先導的な役割を果たして行く意思及び決意を、景観条例の制定によって表明します。

(2) 市・市民・事業者等の取り組み

岡山市の景観形成を進めるうえでは、市・市民・事業者等の幅広い参加と取り組みが不可欠であり、そのためには景観条例において市・市民・事業者等、各立場の責務を明らかにし、目指すべき方向性を確認することで、岡山市の皆が一体となって良好な景観形成に努めていきます。

(3) 景観行政の総合的、計画的な指針

景観形成方策を総合的、計画的に推進していくために、景観基本計画を景観条例の中に明確に位置付けるとともに、法に委任された規制誘導、又は岡山市独自の景観形成方策等を形づけることにより、岡山市の景観行政の全体像を明確に、かつ一貫性あるものとしてまとめることができ、景観形成を図っていく各場面の総合的、計画的な指針として景観条例を活かしていきます。

(4) 景観法との連携

景観形成を図っていくための規制誘導方策である景観計画の規制内容に、景観法が条例に委任した事項について、景観条例で定めることにより、その規制内容にさらに実効性をもたせることが可能になるとともに、地域の実情に即した、きめ細やかな制度運用を行います。

